

法政大学を離籍する留学生のみなさんへ

法政大学を卒業・退学・除籍などによって離籍する場合、現在の在留期限が残っていても、進学しない限り在留資格「留学」のまま在留することはできません。ただちに帰国してください。引き続き日本に滞在するには、適切な在留資格へ変更してください。帰国する場合は、以下のチェックリストを参考に手続きを行ってください。

帰国前チェックリスト

住まい

- 管理人さんや不動産会社に退去予定日を連絡する。
- 電気、ガス、水道、インターネット等の解約手続きをし、料金を精算する。
- 部屋をよく掃除する。ごみは決められた曜日・場所に捨てる。
家具・家電・自転車などの粗大ごみは市・区役所の手続きに従って処分する。

市・区役所

- 市・区役所で国外転出の届出をする
- 国民健康保険証を返却する。
- マイナンバー通知カードを返却する。
- 国民年金加入者は「脱退一時金」の手続きをする。

銀行・携帯電話

- 振込や引き落とし日程を確認のうえ、銀行口座を解約する。
電話料金やクレジットカードの引き落としがある場合は絶対に解約しないこと。
- 携帯電話などの解約手続きをし、料金を精算する。

入国管理局

- 入国管理局へ「活動機関に関する届出」を提出する。

空港

- 出国する際、空港で在留カードを返却する。

その他

- アルバイトをしている場合は、事前にアルバイト先に帰国日を伝え、辞める準備をする。
- 大学図書館から借りている本を返却する。
- 必要に応じて、成績証明書・卒業証明書などの申請をする。
- (卒業者) 大学のキャリアセンターへ進路報告をする。
- (卒業者) 卒業式に出席できない場合は、所属の学部・研究科で学位記の受取について確認する。

退学・除籍の方へ

★帰国したらパスポートの出入国のスタンプのページをメールにて提出してください。

(問合せ先)

法政大学 グローバル教育センター事務部 国際支援課

TEL:03-3264-5475 E-mail:gso@hosei.ac.jp